



射水市告示第3号

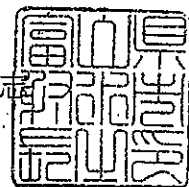
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を別紙のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営農地整備事業土合地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成29年1月10日

射水市長 夏野元



(別紙)

1 字の区域の変更（土合）に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「土合」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	二口	米山	2277の1、2278の1、2279の1、 2280の1、2281の1、2282の1、 2283の1、2284の1、2285の1、 2285の2、2285の5
	上条		371の1の一部、392の1の一部、 392の2、394の2、395の2、 417の2の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の変更（上条）に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「上条」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	土合		大字上条124及び382に隣接する市有地 並びに大字上条371の1、372の1、37 3の1、374の1、375の1、376の1、 377の1、378の1及び379の1に隣接 する市有地の一部